

政令第百十四号

緊急関税等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条第十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「証拠等の閲覧、第六条第一項の規定による意見の表明並びに第七条第一項の規定による情報の提供」を「意見の表明、第六条第一項前段の規定による情報の提供並びに第七条第一項の規定による証拠等、意見及び情報等の閲覧」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第八条第一項の規定による証拠の提出及び証言、同条第三項の規定による意見の表明並びに同条第四項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

第五条を削る。

第六条第一項中「この条及び次条において」を削り、「団体は」を「団体（以下「主要な消費者の団体」

という。〕は「に改め、同条第二項中「当該調査に係る貨物の」を削り、同条を第五条とする。

第十条第一項中「又は」を「若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、同条第二項中「をとった」を「がとられた」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第八条第一項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「当該調査に係る貨物の」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、情報を提供しようとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

第七条第二項中「当該調査に係る貨物の」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

この場合において、情報を提供しようとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限るものとする。

第七条に次の一項を加える。

4 第四条第四項から第八項までの規定は、第一項前段又は前項前段の規定により提供された情報について準用する。

第七条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(証拠等、意見及び情報等の閲覧)

第七条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限まで、第四条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる証拠及び証言を録取した書面並びに利害関係者により秘密の情報として提供された証拠及び秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は同条第四項、第五項若しくは第七項後段(これ

らの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面（以下この条及び次条において「証拠等」という。）、第五条第一項又は第二項の規定により表明された意見（以下この条及び次条において単に「意見」という。）及び前条第一項前段若しくは第三項前段の規定により提供された情報（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる情報及び産業上の使用者等又は主要な消費者の団体により秘密として取り扱うことを求められた情報を除く。）又は同条第四項において準用する第四条第四項、第五項若しくは第七項後段の規定により提出された書面（以下この条及び次条において「情報等」という。）を利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対して閲覧させなければならぬ。ただし、主要な消費者の団体が証拠等、意見又は情報等を閲覧することができるのは、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

2 前項の規定により証拠等、意見又は情報等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等、意見又は情報等の標目及び利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に該当する事情を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

（閲覧の対象とされた証拠等、意見及び情報等に関する証拠の提出等、意見の表明及び情報提供）

第八条 利害関係者は、第二条の規定により告示された同条第六号に掲げる期限までに、前条第一項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。

2 財務大臣は、利害関係者から前項の規定による証言の求めがあつた場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。

3 利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第六号に掲げる期限までに、前条第一項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

4 産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第六号に掲げる期限までに、前条第一項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、財務大臣に対し、書面により情報を提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

(公聴会)

第九条 財務大臣は、第四条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項の規定により提出された証
拠若しくはされた証言、第五条第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定により表明された意見又
は第六条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第四項の規定により提供された情報が十分でない
と認めるときは、調査の期間中、当該調査に関し公聴会を開き、利害関係者の証言若しくは利害関係者、産
業上の使用者等若しくはは主要な消費者の団体の意見を聴き、又は産業上の使用者等若しくはは主要な消費者
の団体による情報の提供を受けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関税・外国為替等審議会令の一部改正)

2 関税・外国為替等審議会令(平成十二年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第十条」を「第十二条」に改める。